

登所の際には、下記の登所届の提出をお願いいたします

登所届 (保護者記入)		
保育所 所長様		
なまえ		
(告知日)	年 月 日	に 医療機関名「 」(☎)において
		病名「 」と診断されました。
(再受診日)	年 月 日	医療機関名「 」において
病状も回復し、集団生活に支障がないと登園許可が下りましたので 月 日より登園致します。		
保護者 () 印またはサイン		

※登園された状況により医療機関に問い合わせる場合があります。

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行はできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう願っています。つきましては、保育所児がよくかかるい感染症について、登所のめやすを参考にかかりつけ医師の診断・指導に従い(医師の診断を優先)登所届の提出をお願いいたします。子どもの回復状態が保育所での集団生活に適応できる状態に回復してからの登所であるようご配慮ください。

病名	最も感染しやすい期間	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後4日まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	病状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
風疹	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘(みずぼうそう)	発疹出現1~2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強い為結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌物性物質製剤による治療を修了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157 O26 O111など)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間を経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳がおさまっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発生した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響が無く、普通の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態がよいこと
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響が無く、普通の食事がとれること
帯状疱疹(ヘルペス)	水疱を形成している期間	すべての発疹が痂皮化してから
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス・及び細菌等)	症状のある間と、症状が消失後1週間(量が減少していくが数日間ウイルスを排出しているため注意が必要)	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事が出来ること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと

日本保育園保健協議会・感染症委員会「保育園における感染症対策マニュアル」(第1案)参考

なお、振替日は当日告知日を除く日数で対応させていただきます。